

災害時における電動車両等の支援に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）、岡山トヨタ自動車株式会社（以下「乙」という。）
とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岡山県内において災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲及び乙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても災害の発生時における電動車両の有用性を広く県民に知らしめ、甲及び乙が共に理解を醸成していくことに努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) プラグインハイブリッド車
- (2) ハイブリッド車
- (3) 燃料電池車
- (4) 電気自動車
- (5) 自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、乙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた乙は、貸与することが可能な電動車両等を確認の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式第1号）により要請するものとする。

3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来さない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

4 乙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を甲に貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第4条 乙は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類及び数量について確認の上、

甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 乙は、前項の規定により電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、併せて甲に対して報告書（様式第2号）を提出するものとする。

（貸与期間）

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡しの日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（電動車両等の返却）

第6条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用（電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。）については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（補償）

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 事故により第三者に与えた物的損害又は人的損害については、その損害の帰責理由がある者が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲及び乙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

（車両保険）

第9条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項の保険の適用に要する費用については、全て乙が負担するものとする。ただし、甲の故意又は重過失により保険の適用を受けるに至った場合又は保険の適用を受けることができなかった場合は、免責分も含めて甲が負担するものとする。

（費用の支払）

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

- (1) 乙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、県内で使用する。
- (3) 故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第13条第3項の規定により、乙に速やかに連絡する。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書(様式第3号)により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も、同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第13条 乙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙に提供するものとする。

3 甲は、電動車両等の貸与期間中に電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲及び乙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第14条 甲及び乙は、平時においても災害時における電動車両の有用性を広く県民に知らしめ、理解を醸成していくことに努めるものとする。

2 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

3 乙が前項の防災訓練等に参加する場合に要する費用は、原則として乙が負担するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による通知がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和2年3月13日

甲 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県
岡山県知事

伊原本隆太

乙 岡山県岡山市北区大供3丁目2番12号
岡山トヨタ自動車株式会社
代表取締役社長

梶谷俊介